

令和 6 年 4 月にお子さんが中学校に入学予定の保護者のみなさま



就学援助制度による 新入学学用品費の入学前支給のご案内

焼津市では、就学援助制度で「準要保護」認定を受けているお子さんの保護者に、中学校入学前に新入学学用品費（入学準備金）を支給します。

■新入学学用品費（入学準備金）

支給金額…63,000 円（一人につき）

支給時期…令和 6 年 2 月 22 日（木）予定

支給方法…申請者の指定した口座（学校諸会費の登録予定口座）に、入学予定の学校から振込みます。

■入学前支給の対象となる方

次の（１）～（３）の要件にすべて該当する方が対象となります。

- （１）令和 6 年 2 月 1 日現在で、就学援助制度の「準要保護（※）」認定を受けていること
（※…生活保護を受けていない就学援助制度の認定世帯）
- （２）お子さんが令和 6 年 4 月に市内の中学校に入学予定であること
- （３）翌年度の継続申請の書類を期限（下記「継続申請の方法」参照）内に提出すること

●新入学学用品費の支給を受けたあとに、支給要件に該当しなくなった場合（市外に転出した場合や生活状況の好転がある場合等）は、支給額を返還していただくことになります。

■継続申請の方法

現在、就学援助の認定を受けており、翌年度も引き続き支給を希望される方は就学援助の継続申請が必要となります。新入学学用品費の入学前支給を希望される方は申請期限までに申請書を提出してください。

- ・申請場所：在籍している小学校（事務室）
- ・申請期限：令和 6 年 1 月 26 日（金）まで

■その他

市外の公立（国立・県立など）中学校に在学する生徒も就学援助の支給対象となりますが、申請方法や入学前支給の可否などは、その中学校の対応により異なる可能性があります。

現在小学校で就学援助を受けているお子様が、市外の公立中学校に進学予定の場合は、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先

お子さんが在籍している小学校

または焼津市教育委員会教育総務課（電話：054-625-8156）までお問い合わせください。